

1 会議名 全員協議会
2 日時 令和7年11月20日(木)
午前10時から午後0時10分まで
3 場所 第2・第3委員会室
4 出席議員 15名
5 出席者 市長 久保田桂朗、副市長 柴田義晴、教育長 野木森広、総務部長 中村定秋、総務部専門監 西山慎太郎、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子
秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、環境政策課長 秋田伸裕、同統括主査 今枝正継、長寿介護課長 浅田正弘、子ども家庭課統括主査 南端隆佳、商工農政課長 岡茂雄、同統括主査 夫馬拓也、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透
6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉
7 議長あいさつ
8 市長あいさつ
9 報告事項

(1) 一部事務組合議会の経過報告

①小牧岩倉衛生組合議会

関戸代表議員：資料に基づき説明。議会終了後に行政調査についての説明があり、11月18日に行政調査を行った。燃料が必要ない方式を視察し、非常にコストが安いという説明であった。当組合も15年後に建て替えが必要であるため、大変参考になった。

【質疑】

なし

②愛北広域事務組合議会

木村代表議員：資料に基づき説明。議会終了後に勉強会も行われた。

【質疑】

なし

(2) 執行機関からの報告

①12月定例会に提出予定の議案について

各部長：所管する議案について資料に基づき説明

総務部長：今回の補正後の一般会計の留保財源は約1億2,400万円となる。

人事院勧告に伴う給与改定に関する最終日に追加議案を提出見込みである。

【確認】

なし

②開庁時間（窓口等受付時間）の短縮について

行政課長：資料に基づき説明

【質疑】

大野議員：コンビニ交付の証明発行手数料の時限的引き下げはいつまでを想定しているか。

行政課長：今のところ1年を予定している。

水野議員：開庁時間の変更に伴って、有人の時間外受付体制やシフト変更はないか。

行政課長：現在の当直業務については変更ない。

木村議員：電話の受付時間も短縮されるが、こちらからの業務上の必要な電話もその時間内にするという考え方。

行政課長：業務の内容によって判断するものと考えている。

木村議員：時間外に電話をすると音声アナウンスがあるが、何か操作をすればつながるのか。きちんと周知する必要があると思うがいかがか。

行政課長：補正予算で導入を予定している時間外アナウンス機器は、アナウンス後、緊急等御用のある方は特定の番号を押すと代表電話につながるものを見定している。

木村議員：コンビニ交付の証明発行手数料の時限的引き下げについて、マイナンバーカードを取得している人だけが利用できるものなので、そういったことは検討の中で何か問題意識はなかったのか。

行政課長：マイナンバーカードの取得率は約8割である。また、コンビニで証明書を取得する利便性を実感していただくための時限的対応と考えている。

梅村議員：12月からの例規改正について、具体的にどういったものが改正されるのか。

行政課長：窓口の開庁時間と関連するような例規があれば改正していくため、今後調査する。

梅村議員：開庁時間は何かで取り決められているのか。

行政課長：市役所の窓口受付時間については例規上の定めはない。庁舎管理規則では市役所の玄関が開いている時間の定めはある。

榊谷議員：税務課や市民窓口課が行っている日曜窓口の状況はどうなっていくか。

行政課長：職員の働き方改革でもあるため、日曜市役所等については今後検討していく。

榎谷議員：今後検討というのは、継続もありうるということでの検討か。

行政課長：現在日曜市役所については毎週行っているが、毎週やるかどうかについても今後検討していく。

③五条川桜並木におけるクビアカツヤカミキリの被害について

環境政策課統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

塙崎議員：クビアカツヤカミキリは子どもが触った際に噛みつかないか。

環境政策課長：桜にとっては非常に厄介な昆虫だが、通常のカミキリと変わらない。

塙崎議員：では子どもが捕獲しても特に問題ないと認識してよいか。

環境政策課長：特定外来生物なので捕獲した場合は殺処分が必要となる。

木村議員：クビアカツヤカミキリは桜に特定して卵を産むのか。他の日本のカミキリはどうか。駆除の時に薬をかけると在来の虫に影響がないか心配である。

環境政策課長：クビアカツヤカミキリは桜やモモノキが好物なので、そういった木につきやすい。

木村議員：在来のカミキリは桜に卵を産むことは少ないか。一緒に駆除してしまうことはないか。

環境政策課統括主査：在来のゴマダラカミキリムシも桜に寄生し、一回の産卵で200個の卵を産む。それに対してクビアカツヤカミキリは1000個産むため、桜に対する影響が大きい。

木村議員：場合によっては在来のカミキリムシに被害が及ぶのも仕方ないという判断か。

環境政策課長：一度クビアカツヤカミキリがつくと卵の数も多く、桜並木全体に被害が及ぶことになるので、疑いであっても早めの駆除が大切であるのでお願いする。

④駐車場シェアサービス活用に関する連携協定の締結について

商工農政課長：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：今後類似の協定等を他の事業者と結ぶ予定はあるのか。既存のコインパーキングの民業圧迫にはならないか。今後の方針は。

商工農政課長：今回この事業者を選定した理由は、他の自治体でも協定を結びサービスを実施していることと、手数料が他の事業者より安いことである。今のところ他の事業者と積極的に協定を結ぶ考えはない。

堀江議員：アプリ等で操作をするのか。料金設定は各自で設定するのか。また、イベント時の市民以外への周知方法を教えてほしい。

商工農政課長：まず事業者が使用できそうな場所の所有者に営業して交渉する。料金は所有者の希望金額を設定する。合意ができれば、アプリを使用して申込をする。周知方法は、市のホームページに二次元コードを掲載することを考えている。

堀江議員：事業者が所有者に営業し交渉することだが、やりたいという人がいた場合はどうするのか。

商工農政課長：所有者が希望すればこちらから事業者につなげて交渉してもらう形になる。

大野議員：市外住民への周知はどうするのか。

商工農政課長：まずは市のイベント時の利用を考えているので、イベントホームページで周知する。常時の周知方法については今後事業者と検討していきたい。

⑤水道料金の改定について

上下水道課長：本市の水道事業の経営状況についてはこれまでも全員協議会で説明してきたとおり物価高騰等の影響により現金が減少し、水道管の更新工事を中止せざるえないほど大変厳しい状況にある。また、岩倉団地水源ではPFA対応するための関連施設の工事の実施や県水の受水費も増加しており、令和8年度以降も岩倉団地水源を自己水から県水に切り替えて水道水を供給することで、さらに費用の増加が見込まれる。こうしたことから、健全な経営を維持し、現金を少しでも確保するために、水道料金の改定時期を、答申を受けた令和9年4月より半年前倒しし、令和8年10月より実施したいと考えている。本日の資料は、今説明した内容も踏まえ、令和7年11月6日に開催した岩倉市水道料金等審議会の資料を抜粋したものである。この審議会では令和7年4月より改定した下水道使用料の見込みについても報告しているが、おおむね想定どおりに収入が増えており、水道料金の改定に関する内容が主となつたため、下水道使用料に関する内容については省略させていただく。審議会の資料については議事録の整理が完了次第ホームページに掲載するためご参照いただきたい。

上下水道課主幹：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：2ページの表を見ると毎年度の企業債の償還金の割に企業債の金額が大きいので、先ほど説明のあった企業債の残高と給水収益の大小が逆転するのではないかと思うが、料金改定があった後でも企業債の残高が給水収益を上回っていく状態が生じるのか。それは特に問題ないことなのか。その点について審議会で委員から発言があったか。

上下水道課主幹：審議会の中で出た意見として、まず企業債を活用していくことについては賛成という意見が多かった。現在は企業債より給水収益が多い。今後、企業債を活用していくとなると企業債が給水収益を超えていくであろうというところである。既存の補助制度を活用する要件に、給水収益に対する企業債残高の割合が300%以上ないといけないというものがあるため、他の団体ではこの要件を満たすために企業債を少し多く活用していることも考えられる。将来的には企業債を活用することで給水収益より企業債が多くなってくるが、現在の計画の中では、同規模団体や全国平均の値を超えない形で企業債を活用していきたいと考えている。

水野議員：企業債の方が多いと国が助けてくれるというのは釈然としない気もする。資料の表は令和5年度までとなっているが、企業債はずっと増えていくのか、どこかで減少に転じるのか、そういう予測はしているのか。

上下水道課長：これはあくまでも、今考えられるお金を確保し、耐震化も管路の更新も進めていくという観点で資料を作成している。当然それはどこかで達成が見えてくるため、その時には今までどおり企業債に頼らないような事業運営を考えていく。

⑥その他

(政治活動用立札等の証票の更新について)

行政課長：現在選挙管理委員会が交付している政治活動用立札・看板にある証票の有効期限が本年12月31日までとなっている。令和8年1月1日以降も掲示する場合は新しい証票が必要となる。更新にかかるお知らせを本日中に議会事務局のレターケースに配付させていただくのでよろしくお願いする。

【質疑】

なし

(岩倉市難聴高齢者補聴器購入費助成事業の対象者拡大について)

長寿介護課長：6月定例会の補正予算で難聴高齢者補聴器購入費助成について可決いただき、7月から制度を開始している。65歳以上の高齢者の

うち、両耳のレベルがそれぞれ 30 デシベルから 70 デシベル未満の人で身体障害者手帳の交付の対象とならない人を対象として開始したが、今年度から近隣の市においても片耳難聴者も対象者に加えて実施していることもあり、本市においても対象者を拡大した。片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上で、もう片方の耳が 30 デシベルから 70 デシベル未満の人も対象とした。既に 10 月 21 日に要綱を改正し、市内の耳鼻科医師への説明やホームページでの周知をして実施している。

【質疑】

なし

(2) その他

なし

1 0 協議事項

なし

1 1 その他

なし